

意見案第3号

J R 二島会社及び貨物会社の経営安定化に関する意見書

昭和62年4月に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が発足した際、J R 三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から営業赤字は避けることができないとして、経営安定基金が設けられ、その運用益と固定資産税等の減免措置による負担軽減によって営業赤字を補填する措置が講じられてきた。

J R 北海道においては、これまで様々な増収や経費削減に取り組むなどの経営努力を行ってきたが、鉄道利用者の減少や経営安定基金の運用益の低迷に加え、安全投資や修繕費の増加等により極めて厳しい経営状況が続き、平成28年11月に、単独では維持することが困難な線区を公表した。

これを受け、国は平成30年7月、J R 北海道に対して監督命令を発し、経営改善に向けた取組を命じるとともに令和3年3月には日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等を改正し、令和12年度まで経営自立に向けた支援を可能とし、新たな支援パッケージを措置された。

J R 北海道では、令和3年度から5年度までの間における1300億円を超える国からの支援を受けながら、経営自立に向けた取組を進めているが、全国を上回るスピードで進む道内の人口減少、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、鉄道輸送需要の回復を見込むことが困難な状況が続き、これまでも増して厳しい経営環境となることが見込まれる。

このような中で、発足当初からJ R 北海道やJ R 貨物の経営安定のために講じられている固定資産税に係る特例措置が今年度末で期限切れを迎えようとしており、こうした措置が廃止されることになれば、J R 北海道等の経営がさらに逼迫し、ひいては路線の廃止や便数の大幅な減少、運賃改定などによって利用者や地域住民への影響が懸念される。

今後ともJ R 北海道が快適で安全安心な地域交通の足として、また、J R 貨物が重要な物流を担う交通機関として、輸送サービスの向上や安全対策を強化していくためには、経営基盤の安定が重要である。

よって、国においては、これまでJ R 二島会社及び貨物会社の健全な経営を確保するために講じられてきた固定資産に係る特例措置（いわゆる「承継特例」、「二島特例」等）を継続されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	}	各通
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		

北海道議会議長 小 畑 保 則